

2022 年 12 月 22 日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会会議

議事録第 118/1 号

抜粋

モスクワ市

1. 検討された情報および行われた討議を考慮し、ロシアの事業体の株式、定款（拠出）資本金中の持分（出資金）を含む有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者による実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、そうした取引（オペレーション）の実施（遂行）の際に以下に列挙される条件が設定されることの妥当性に立脚する旨の、ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会小委員会（以下、小委員会）による全員一致の決議：

- 1) 資産の市場価値に対する中立の立場からの評価が存在する；
- 2) 資産の売却にあたって資産評価報告書に記載されている当該資産の市場価値の 50%以上の割引が行われる；
- 3) 新たな株主（所有者）向けの重要業績評価指標が設定されている；
- 4) 1～2 年にわたる分割払い条件および（または）実行（遂行）される取引（オペレーション）の価額の 10%以上に相当する金額を自主的に連邦予算に納付する義務が存在する。

2. 小委員会は、ロシア連邦大統領令に定める場合における外国設立参加者（株主）（以下、外国設立参加者（株主））への利益（配当金）支払い実施を組織に対して許可する旨の決議の採択は、原則として、以下の条件が遵守された場合に限るという方針についてのロシア財務省とロシア銀行の情報を考慮した：

- 1) 支払われる利益（配当）の額が前年度の純利益の 50%以下である；
- 2) 過年度の利益（配当）の支払いに関する遡及的な分析の結果が考慮されている；
- 3) 組織の外国設立参加者（株主）がロシア連邦において商業活動を継続する意志を有している；
- 4) 組織の活動の意義ならびにその実施する活動がロシア連邦の技術上・生産上の主権ならびにロシア連邦（ロシア連邦構成主体）の社会経済発展に与える影響の評価に関する連邦行政機関およびロシア銀行の考え方が考慮されている；
- 5) 連邦行政諸機関が組織に対して四半期ごとの重要業績評価指標を設定している；
- 6) 設定されている重要業績評価指標を組織が達成した場合、四半期ごとに利益（配当）を支払うことが可能である。

本抜粋は申請である。